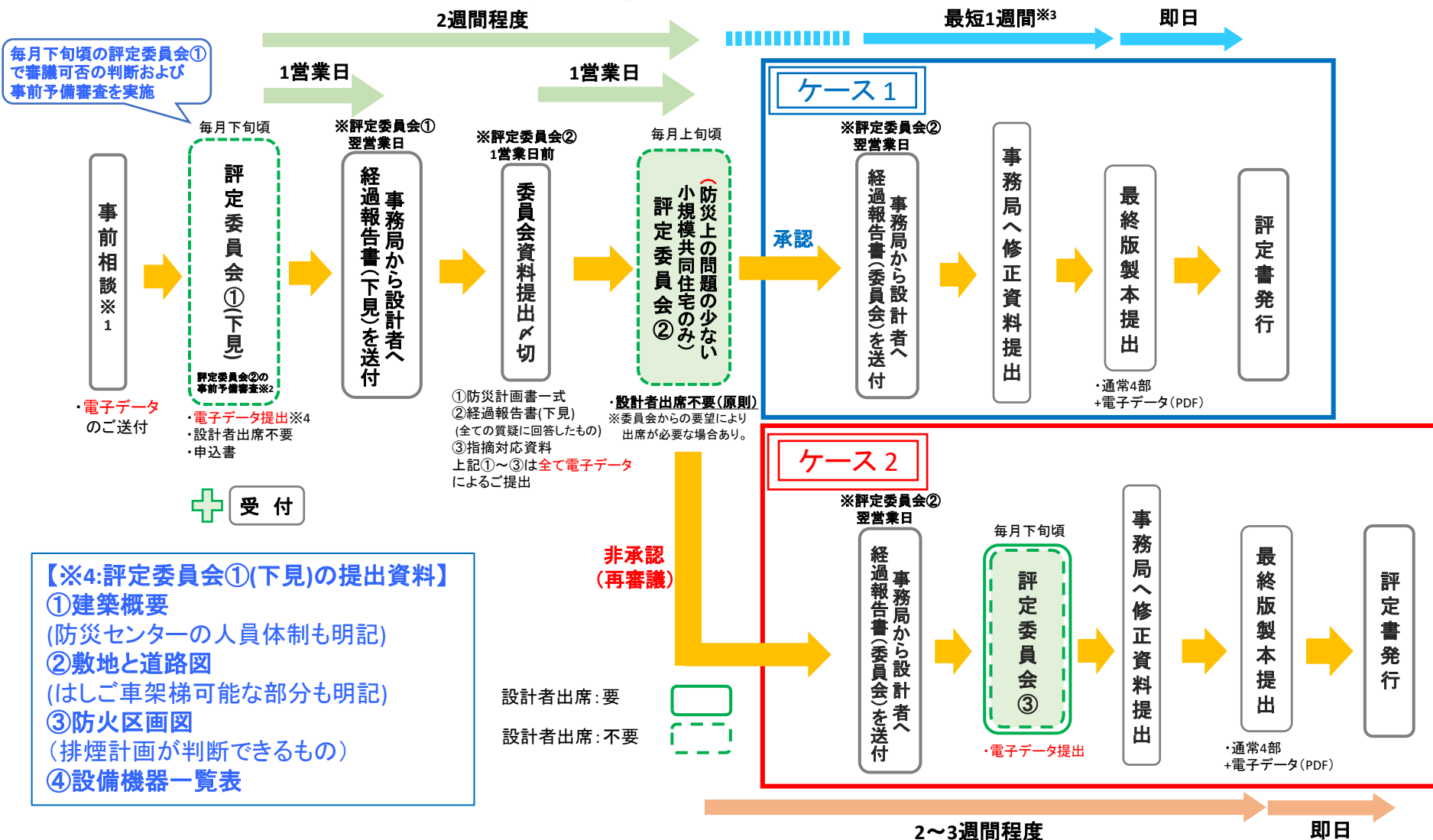


■防災計画評定のフロー(月上旬開催の委員会)

※月上旬開催の委員会は防災上の問題が少ない小規模共同住宅のみが審査可能となります。詳細は事務局までご相談ください。

ケース1、ケース2のどちらになるかは、評定委員会での審議内容によって決まります。詳細は事務局までご相談ください。



※1: 特定行政庁や消防局に、事前協議用として防災計画書を提出された段階で、同じものを事務局にもご提出ください。
(ペーパーレス化の推進に伴い、紙資料のご提出だけでなく、**電子データの送付**でもご対応させていただきます。)

事務局で下見した上で、委員会でよく質疑される事項について打合せをさせていただいております。

※2: 評定委員による事前予備審査を専門部会と位置付けています。

※3: 修正資料をご提出いただいたからの最短の日数を示しています。